川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

## 平成27年 2 月19日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に 関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第82号)の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第7条第5項中「に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている」を「の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある」に改め、同項第5号中「第83条第6項第1号」を「第83条第6項」に改め、同項第6号中「第83条第6項第2号」を「第83条第6項」に改め、同項第7号中「第83条第6項第3号」を「第83条第6項」に改め、同項第8号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第24条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」 を「行い」に改める。

第33条第2項中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対

応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時 対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」 に改める。

第61条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第64条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が 第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対 応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービス の内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第66条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加える。

第79条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

- 第79条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、 当該利用者に係る居宅介護支援事業者、市等に連絡を行うとともに、必要な 措置を講じなければならない。
- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して 採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通

所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに 行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第64条第4項の単独型・併設型指 定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、 第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第80条第2項第6号中「次条において準用する第41条第2項」を「前条 第2項」に改める。

第81条中「、第41条」を削る。

第83条第1項中「通わせて行う」の次に「指定」を、「当該居宅において行う」の次に「指定」を加え、同条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多 指定認知症対応型共同生活介護事業 | 介護職員 機能型居宅介護事 所、指定地域密着型特定施設、指定 業所に中欄に掲げ 地域密着型介護老人福祉施設又は指 定介護療養型医療施設(医療法(昭 る施設等のいずれ かが併設されてい 和23年法律第205号)第7条第 る場合 2項第4号に規定する療養病床を有 する診療所であるものに限る。) 当該指定小規模多 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅 看護師又は 機能型居宅介護事 サービスの事業を行う事業所、指定 准看護師 業所の同一敷地内 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 に中欄に掲げる施 事業所、指定認知症対応型通所介護 設等のいずれかが 事業所、指定介護老人福祉施設又は

第83条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第84条第1項中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模 多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等いずれかが併設されている場合 の項の中欄」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(第 194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)」 を加える。

第86条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人(」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第92条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」 を「行い」に改める。

第107条中「第83条第6項各号」を「第83条第6項」に改める。

第111条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機 能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型 居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第112条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機 能型居宅介護事業所」に改める。

第114条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第131条第9項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機 能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型 居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業所」を「指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第132条中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所」に改める。

第136条を次のように改める。

## 第136条 削除

第149条第2項第9号を削る。

第152条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。)」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第15項及び第16項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

- 17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、 当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合においては、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1人以上(入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を標準とする。)とする。
- 第154条第1項第6号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域 密着型介護老人福祉施設」を加える。
  - 第178条第2項に次の1号を加える。
  - (7) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、 助言等の記録
- 第182条第1項第3号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域 密着型介護老人福祉施設」を加える。
  - 第9章の章名を次のように改める。
    - 第9章 看護小規模多機能型居宅介護
- 第192条中「以下「指定複合型サービス」を「施行規則第17条の10に 規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護 小規模多機能型居宅介護」に改める。
- 第193条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型

居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型 居宅介護を」に、「複合型サービス(」を「指定看護小規模多機能型居宅介護(」 に改め、同条第3項及び第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多 機能型居宅介護従業者」に改め、同条第6項中「指定複合型サービス事業所」 を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「行う指定複合型サービス」 を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を 「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サ ービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サ ービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第8項 中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」 に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「指 定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改 め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス 事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合 型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が」に、「指定 複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第194条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機 能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業所」 の次に「(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。次条において同じ。)」 を加える。

第195条(見出しを含む。)中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改める。

第196条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機 能型居宅介護事業所」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項中「指 定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項第1号中「15人」の次に「(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第197条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項第2号イ中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第198条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第199条(見出しを含む。)中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第1号及び第2号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3号中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4号中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、

同条第5号及び第6号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第7号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第9号中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

第200条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機 能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を 「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項中「指定複合 型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合 型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービ ス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第4項中「指 定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、 「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第201条の見出しを「(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第2項及び第3項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第5項から第8項までの規定中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第202条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅

介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第203条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機 能型居宅介護事業者」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を 「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を 「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同項第2号を次のように改め る。

- (2) 看護小規模多機能型居宅介護計画 第203条第2項第5号を次のように改める。
- (5) 看護小規模多機能型居宅介護報告書

第204条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスに」を「指定看護小規模多機能型居宅介護に」に、「第83条第6項各号」を「第83条第6項」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 制定要旨

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を29人以下とすること、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合にそのサービス内容を届け出ることとすること等のため、この条例を制定するものである。